徳地町報

発行所　徳地町役場
発行者　徳地町
編集者　河村積
印刷所　今澄印刷所

火の始末
人に頼むな
まかせるな

追加予算二億八千898万余円

給与関係議案など可決

昭和三十九年二月二十一日臨時第二回町議会が召集せられました。

当日は、町長提出の十三議案について慎重に審議の末、十二議案を可決一議案を委員会付託とされましたが、今議会では主に諸給与条例の改正などが審議されました。

当日提案された議案のあらましを次に説明しましょう。

一　町長、助役及び収入役等の諸給与条例の一部を改正する条例について

これは、町長の給料を六万円以内（現行五万五千円以内）助役が五万円以内（旧四万五千円以内）収入役四万五千円以内（旧四万円以内）に改定し、本年一月一日から実施されることになりました。

二　徳地町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

これは、教育長の給与を現行の三万三千円から三万五千円以内に改め、昨年十月一日から適用されることになります。

三　徳地町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

これは、昨年八月十日の国家公務員給与の改定について人事院の勧告に基ずいて実施せられるもので、この財源は特別地方交付税で国庫から交付されるものです。

この条例の主な改正点は

◎　宿（日）直手当を三百円（旧二百円）半日直百五十円（旧百円）に改めたこと。

◎　期末手当（三月、十二月）の支給について、支給日前一カ月以内に死亡、退職したものにも支給できるよう改正されたこと。

◎　単純労務に雇用される者にも一般職員と同様の諸給与ができるよう新しく規定されたこと。

◎　職員給料の号給表が全面改定されたこと（表は省略）

適用期日は、国家公務員同様に昨年十月一日から適用されることなどがその主な改正点です。

四　徳地町報酬及費用弁償条例の一部を改正する条例について

これは、議員、委員等の月額報酬の改定が主なものですが、まず

◎　議会関係では

議長が月額一万二千五百円
副議長、一万一千円
常任委員長、一万五百円
議員、一万円と改められたこと
議会選出監査委員、月額一千二百五十円
監査委員、月二千五百円
教育委員会委員長、月三千円
教育委員、月二千五百円
農業委員会長、月三千円
右　全副会長、月二千七百円
農業委員、月二千五百円
議会選出農業委員千二百五十円

部落駐在員は、均等割は据置きで、戸数割を百五十円に改められました。

なお、この改正で月額報酬の改正条例は本年一月一日から、年額及日額報酬は新年度から適用せられることが附則できめられています。

五　徳地町消防団条例の一部を改正する条例について

これも報酬関係の改定ですが

団長年報酬一万円
副団長六千円、分団長五千円
部長三千円、班長千五百円

団員報酬は据置き、出場報酬等で補うことにしています。

出場、訓練、警戒報酬を三百円とし、小型ポンプ一台に付、技術手当五百円とそれぞれ改定せられ、いずれも新年度から適用せられます。

六　徳地町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

これは、宿泊料、管内六百円管外千二百円、県外千八百円とそれぞれ改定せられました。

七　町債を起すことについて

これは、公有林整備事業に充当されるもので、起債金額が七百二十万円、利子は年四分五厘となっています。

八　町債を起すことについて

これは、八坂公民館建設資金に充当されるもので、起債金額は百万円、年利六分五厘です。

九　町債を起すことについて

これは、林道開発事業に充当されるもので、モウリ谷林道に三十万円、基幹林道九十万円、深谷林道四十万円となっています

十　町債を起すことについて

これは、過年度補助災害復旧事業に充当するもので、起債全額三百八十万円で、内訳は土木関係二百万円、耕地百八十万円

一年据置き十四年償還ですが起債の九五%は交付税で交付せられます。

七～十号までの起債は、知事の起債許可のあったものばかりであります。

十一　昭和三十八年度徳地町一般会計（第四次）歳入歳出追加更正予算について

これは別項の説明をごらんください。

十二　昭和三十八年度徳地町特別会計歳入歳出追加更正予算について

十三　町有林立木売却について

①大字八坂字柳瀬真谷、一、二ヘクタールの松立木および

②大字八坂字宮ケ谷、榎谷の二ヘクタールの内、松立木。

①は公団造林地内にある前生木を売却しようというもの

②は下八坂部落より適正価格で払下げ方陳情のあったものですが、審議の結果、売却するという条件付きで、経済委員会に付託せられ、経済委の調査報告をまって議決せられることになりました。

更正予算のあらまし

歳入

町税三、九八三万円で既定予算より一〇〇万円の増加となる。

地方交付税は七、七九九万円で四一九万円の増収入、**公営企業及び財産収入**が一、七九五万円で増加額一七万円、**分担金及び負担金**五四四万円（増八八万円）

国庫支出金五、一二二万円となり九〇万円の増加、**県支出金**では七四二万円（増一六三万円）

雑収入は、四、二一〇万円で増えた額七三九万円です。

町債が三、九二〇万円となって三六〇万円の増加となりました。

歳出

議会費が四七七万円で既定予算より六二万円の増加ですが、これは報酬、給料、需用費などがふえたものです。

役場費は五、〇七一万円となり増加額四四二万円ですが、その主なものは、職員給、需用費、営繕費、諸費などがふえたものです。

消防費一五〇万円（増加一六万円）で消防団需用費の増加でした

土木費が六、一〇一万円となり二八七万円の増加で、主に災害土木復旧工事の関係です。

教育費三、九三〇万円で二〇〇万円の増加で、主に教育委員会費中学校費、営繕費では八坂公民館の建設関係等でふえたものです。

社会及び労働施設費は八四万円の増加で、一、二二九万円となり児童福祉、保育所関係などの増加となっています。

保健衛生費二八八万円で増加額九九万円、伝染病予防費が増加したものです。次に

産業経済費四、五〇四万円でこれは三〇〇万円の増加ですが、農業委員会の報酬、給料等の増加農業費、林業費、耕地事業費などの増加したものです。

財産費二、七二九万円となり四三七万円の増加ですが、内訳は基本財産造成費、財産管理費などの増加が原因となっています。

諸支出金八三九万円で四一万円の増加で、主に徴税費などがふえたものです。予備費三六万円で総額二億八千八百九十八万円でした

2月22日堀中講堂で教育研究大会が開催せられ小中学校先生方の研究発表などあり有意義な一日でした

今年の固定資産税は

こうして課税される

昭和三十七年から全国いっせいに行われている固定資産の再評価については、今までしばしば文書や町報でおしらせしていますが自治省では、最近の諸物価の変動を是正し、全国的な均衡をとる目的で再評価を行っているわけで決して、税金を高くする目的でも手段でもありません。

適正な時価額によって評価し特に税の均衡をはかることに重点がおかれております。

それでは、こんどの再評価によって価額がどのように変るかを昨年までの価額と比較してみますと大体次のようになります。

1　田、一一三%
2　畑　九二%
3　宅地、二七三%
4　山林、原野　三三〇%

いずれも町の平均で以上のようになりますが、上った分については、今後、自治省の審議会において十分検討せられたのち、課税標準額として示されるか、税率で調整せられるか、どちらかの方法がとられる見込みだそうです。

なお、再評価による課税は昭和四十年度から実施される予定になっております。

三十九年度の課税はどのように行われるか

このたびの再評価によってかなり価額が上昇するため、国の調整が完全にできるまでの措置として今年に限り特例をもって、昨年よりあまり税負担が変らないようにするため、次の要領により課税されることになりました。

農地に対する課税

田、畑は、その所在場所によって多少、価額に上、下が生じていますが、課税の対象は再評価により下ったものは下った額、上昇したものは昨年の額によって行ないますが、どちらか低い方の額によることにしています。

農地以外の土地の課税

宅地、山林、原野、雑種地は全部価額が上昇している関係で、全国的に昨年の価額を基にして、これに一、二を乗じた額によることになりました。

家屋に対する課税

家屋は現在評価途中ですので昨年の価額を基にして行われます。新築分は今まで町で評価した方法で行われます。

課税期日の一部変更

再評価事務の関係と地方税法の一部改正により、今年に限り第一期の四月が五月に変更せられ、二三、四期は今までどおりとなっております。

課税台帳の縦覧

台帳は毎年三月一日～三月二十日まで縦覧期間となっていましたが、今年に限り縦覧期間が**四月一日～四月二十日**までに変更されました。

期間中には、多数の閲覧をおすすめします。閲覧のうえ、もし間違いがあった場合は、審査の申立ができるようになっています。

以上で大体の説明を終りますが今回現地調査の結果は、現況と地目の変ったものが沢山あり、町では確認分は現況により評価を行なっているため、一般に地目変換登記と売買による移動のほかに価額の変る方がありますので、その点あらかじめおしらせしておきます。

（固定資産評価だより）

みんなで防犯

みんなが楽しく

春の訪れとともに楽しい行楽の時期を迎えますが、一方、スリやかっぱらい、暴力犯罪なども多くなるのが毎年の例です。

そこで、お互いに次のようなことに注意したいものです。

酔っぱらいによる迷惑行為と小暴力をしめだそう

◎　飲みすぎて他人に迷惑をかけないこと。

◎　酔っぱらいに近寄らず、たとえからまれても相手にならない。

◎　盛り場や行楽地で、ぐれん隊のたむろしているようなところには近寄らず、いんねんをつけられても相手にならずに逃げる

◎　どんな小さな暴力や迷惑行為も見逃さない態度でみんなが協力し、他人が暴行などされたらすぐ警察にとどけでる。

あきすなどの盗犯を防ごう

◎　外出するときは留守番をおくか、それができないときは、わずかの間でもかならず厳重に戸締りをし、隣り近所にも留守を頼んでおく。

◎　大金を家におかないこと。やむを得ずおくときは、現金や預金通帳、印鑑などは分散してしまっておく。被害を受けたら現場はそのままにして警察へ届け出ましょう。

春の火災予防

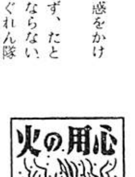

春先は空気が非常に乾燥するうえ風が強いので、火災が最も起りやすく、又大火になりやすい季節です。春先に多い火事の原因を統計からみますと、子供の火あそびこたつ、たき火などが多いようですが、火災は天災と違い、注意一つで九〇%以上防ぐことができます。農家では、野良仕事のため留守がちとなるので、火の仕末にはくれぐれも気をつけましょう。

また山火事の多いのもこの季節ですから、山へ行かれたときはたばこの吸がら、たき火などには十分注意してください。みんな注意して、私たちの大切な財産を恐しい火災から守りましょう。

7月1日目標で農協合併推進

新組合は経済力の増大と
営農技術指導を強化

これまでの農協は、米、麦の増産を最も大きな事業として、その向上発展をはかつてきたものでありますが、社会情勢が進むにつれ、都市と農村ではあらゆる面で大きな格差が生れてきました。

現在の社会情勢のもとに、真に農民が生きていくためには、自分の農業経営の実態をよく研究し、改善していかなければなりません。これを短かいことばでいいますと、近時よく耳にするところの「営農構造の改善」を行なうことですが、そのためには、私たちお互い農民同志で組織し、しかも強固な農民団体である「農協」をより強くし、大きな経済力と指導体制の整つた農協にすることが大切です。

これがひいては、徳地町発展にも大きく寄与するものだという結論に達し、本年七月一日を目標に合併しようという線が打ちだされております

以下そのあらましの経過、見通しなどについて具体的におしらせしましょう。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

農協合併の時期、方法

昨年八月ごろより

1 それぞれ違つた条件を持つている五つの農協を合併するにはどんな方法で合併したらよいか

2 新組合を設立したら、どういう方針、方法で新組合を経理運営していくか

などの問題について県、農協中央会などの指導のもとに、町内五農協、農業委員会、町議会、町の代表者で組織された「農協合併推進協議会」で、何十回も協議を重ねた結果、農協合併することこそ町農民の福利増進となり、地域農業の発展に役立ち、町発展にも大きく寄与するという結論に達したわけであります。

合併に至る経過としては

1 五月十日、町内五農協が同時に合併総会を開催し、組合員の賛成を得て、合併の決議を行います。

2 この決議が行われたならば六月末日までに、現在の農協の事業、資産等の一切の引継を完了して、**七月一日**から新組合は**「徳地町農業協同組合」**として発足するわけです。

合併と同時に旧組合員は、そのまま新組合の組合員となります。

また、新組合の出資金は、一口五千円とし、一戸当り平均は二口以上保有することになつています

新組合の業務体制

役員数

◎理事一五人、監事五人（旧組合の理事は合計五五人）

◎常勤役員

組合長一名、常務理事一名

◎職員＝旧組合の職員はそのまま新組合に引継がれます。

また、参事一名、営農指導員を二～三名置いて指導体制を強化されます。

◎事務所

新組合は本部を、徳地町堀におき、旧組合本部を支所とし、旧支所は出張所となります。

新組合の運営方針

運営委員会、生産委員会、部落懇談会を定例的に開催し、組合と組合員相互間の連携を緊密にするほか、組合員の意見、要望等は組合の運営に十分反映させる。

サービスの改善

合併により組合本部より遠隔となる地域の不利不便の起きないよう農協支所長の権限の範囲を定めて業務が円滑にいくようにする。

営農指導に重点をおき、技術員を設置するほか

生産――販売に至るまで一貫した指導を行うことにしています

このほか

1 営農指導事業費を増額する（現在の二、三倍）

2 貸付金の利率を引下げる

現在より年利率で約六厘引下げる

3 販売手数料の引下げ

約〇、五％引下げる。

4 購買手数料の引下げ

約〇、・％引下げる。

合併に対する助成計画

一 合併のための旧組合の財務調整のための町の助成

金三四七万九千円

二 新組合の育成のための町助成

金三〇〇万円

三 新組合の施設費に対する補助

金一五〇万円（国、県、町）

四 出資金の増額に対する奨励金（県、町）

初年度－年八分

二年度－年六分

三年度－年四分

進む建設譜

その一

沖の原橋

この橋は、昨年十一月六日起工せられた、県道、防府～津和野線と佐波川左岸の沖の原、古森、志手原を結ぶ主要町道、漆尾～沖の原線に架けられるもので、鉄筋コンクリートTけた造りの永久橋ですが、地元、藤永荒一氏の請負で着々工事が進められています。

三月末か、四月始めには、りつぱな橋がお目みえするでしょう。

（写真上が沖の原橋）

その二

須崎橋（写真下）

県に委託工事として施工中の須崎橋も写真のように進んでおりますので、沖の原橋と前後して、ほどなく完成しましょう。

その三

八坂公民館……田中建設の施工で工事は順調に進み、三月末にはりつぱな公民館が完成する予定です。

新入学あれこれ

学用品の選び方

小学校へ入学する児童をもつ家庭では、学用品を整えるのにいろいろと気をつかうことでしょう

学用品を選ぶには、案外に判断に迷うものです

しかし、たとえ鉛筆一本にしても、むやみに高価なものはさけ、外見に左右されないよう、実質的な良い品を選ぶことが大切です。

しかも新入学の児童は、学用品の使いかたにはなれていないから、使用方法の簡単なものを選ぶことも大切です。またなるべくＪＩＳマークのある品を選び、ノートは文部省の基準に合つたものにした方がよいでしょう。

新入学児童のしつけ

学校に入ることは、子どもの生活にとつて重大なことで、指折り数えて入学の日を待つています。この時期をうまくとらえて、洗顔や正しい歯みがきの方法、食事前、外出から帰つての手洗い、着物の着がえ、用便、鼻かみ、遊んだあとの片づけなどの習慣をつけましょう。

人手をわずらわさないで、自分から進んでやるように。また一定の時間におきたり、食事やおやつも規則的にやるよう、入学までにぜひ習慣づけておきたいものです。

春休みを有意義に

昼と夜の長さが同じといわれる春分の日は三月二十日です。

俗にいうお彼岸の中日に当り春らしい日ざしが感じられます。学生さんにとつては、いよいよ春休み、宿題のないお休みなので、期間は短かくても、ついのんびりしがちですから、家の用事なども適当にたのんで、家庭の一員として認め、有意義に過すような社会勉強も考えましょう。進学、就職も自分が希望するところに進めなくても、あとの努力しだいで開拓できるのですからがつかりしている人があれば、何かと力づけてあげたいものです。

危い道路上でのあそび

ながい間の寒さから開放されて戸外で楽しく遊べる季節になりました。

春の太陽を体いつぱいに受けて、思う存分、運動するのは大へんよいことですが、道路でキャッチボールをしたり、小さな小路からいきなり道路に飛びだしたりして、バスやトラックにひかれた例も多いことです。道路交通法では、子どもの路上遊びを禁じていますし、保護者に対しては、児童、幼児を道路上で遊ばせてはいけないと定めています。子どもの路上遊びには十分注意すると共に、みんなが交通事故から子どもを守つてあげましょう。

☆緑のはなし

全国緑化運動が三月一日から始まりました。緑は人間活動のオアシスであり、また産業人にとつて「緑十字」は安全のシンボルでもあります。

緑は生命のシンボルです。春の日が一日一日と伸びていくにつれ木々の新芽が勢よくふくらみ始めるのをみた古人が、緑色の神秘を感じたのは当然だつたでしょう。

人間の赤い血液と、樹木の緑の葉緑素とは、色こそ違え構造はよく似たものです。

緑を生命のシンボルとみたてたのは、決して間違いではなかつたのです。

緑は安全、救護、進行という意味にも使われます。

英語でもグリーンというのは緑色のほか、新しい、生れたて、あたたかいといつた意味もあるそうです。洋の東西を問わず緑の色に寄する感覚が似ているのは、おもしろいではありませんか。

ところでわが国の山野や都市などの樹木は、戦時中の乱伐や戦災でずいぶんと失われました。

そこで全国的に緑の色濃い樹木を育てようと「緑化運動」が起つたわけでした。

緑化は美観をととのえるだけでなく、洪水までも防ぎます。国土にとつても「緑の血」が必要といえます。

「緑の羽根」は緑化のシンボルとして春の緑化運動を飾り、その募金は直接、街の街路、学校、工場などだけでなく、国土の山々の緑化につながり、経済の安定や国土の保全に役立つています。

しかし、木は植えただけでは決して育ちません。

夏は手入れのもつとも必要な時期です。造林木はもちろんのこと学校その他の樹木も十分手入れをして、緑化運動の成果をあげたいものです。

堀の道路舗装なる

かねて県にお願いしてあつた役場所在地の道路が、上は堀中前から下は防石堀駅付近に至る延長350m 1,565m^2の簡易舗装ができました。地元のご奉仕に厚くお礼申しあげます

（写真は堀中前の舗装）

国民健康保険の
被保険証の検印を

現在お渡ししてある被保険者証は、三月三十一日で有効期限が切れますので、三月二十日ごろに内容の検討と期限延長のため検印を行ないますから、もれなく検印をお受けください。

検印を受けないと四月以降は使用できないのでどうぞお忘れなく

住宅金融公庫の
融資受付

昭和三十九年度の住宅金融公庫の農山漁村住宅建設資金ならびに住宅改良資金の借入れ申込みは

◎三月二日から三十一日までを希望調査とし

◎四月一日から五月一日までを本受付で行われます。

ただし、受付期間内であつても申込みが予定戸数に達したときは締切られます。

◎申込みの受付場所は

公庫業務を取り扱つている受託金融機関（銀行、相互銀行、労働金庫および県信用農業協同組合連合会）で受付けます。